

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

過疎地域および地方活力向上地域における地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん措置が拡充・延長されたことを踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 過疎地域における不動産取得税等の課税免除 (延長)

	現行内容	改正内容
対 象 者	対象地域で設備投資※1を行う者	←
対 象 事 業	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	←
要 件	令和6年3月31日までに 第1種特別償却設備を新增設した場合	令和9年3月31日までに //
軽減 措置	事業税※2、不動産取得税、県固定資産税 → 免除	←

(※1) 対象事業の用に供する設備で取得価額が一定の額以上のもの

(※2) 第1種特別償却設備に係る所得・収入金額として計算した額に対して課するもの

(2) 地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税 (延長・拡充)

	現行内容	改正内容
対 象 者	令和6年3月31日までに 整備計画の認定を受けた事業者	令和8年3月31日までに //
要 件	第3種特別償却設備（一定の事務所、研究所、研修所） を新增設した場合	第3種特別償却設備（一定の事務所、研究所、研修所、 特定業務施設に併せて整備される特定業務児童福祉施設（企業内保育所等） ）を新增設した場合
軽減 措置	事業税※3 → 軽減 、 不動産取得税 → 軽減または免除	←

(※3) 特定業務施設に係る所得・収入金額として計算した額に対して課するもの

3 施行期日等

公布日（ただし、2(2)の要件に係る改正規定は令和6年4月19日から適用し、その他の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。）

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）および地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）の一部改正に伴い、過疎地域における課税免除ならびに地方活力向上地域における課税免除および不均一課税の適用期限を延長するとともに、地方活力向上地域における課税免除および不均一課税の対象となる事業者等の要件を改めるため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 過疎地域における課税免除の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとします。

（第 3 条関係）

- (2) 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税について、次のとおり改正することとします。

ア 対象となる事業者について、特定業務施設および特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産で一定のものを新設し、または増設した一定の事業者とするとともに、対象となる設備（不動産取得税の課税免除および不均一課税に係るものに限る。）について、当該特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を追加すること。（第 2 条関係）

イ 課税免除および不均一課税の適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長すること。（第 5 条関係）

- (3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ (1)および(2)イは令和 6 年 4 月 1 日から、(2)アは同月 19 日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 省略 (7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設_____の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者および法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のものをいう。 (8) 省略 (第1種産業振興促進区域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が第1種産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和6年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等（資本金の額等が5,000万円を超える法	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 省略 (7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設および同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者および法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のものをいう。 (8) 省略 (第1種産業振興促進区域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が第1種産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和9年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等（資本金の額等が5,000万円を超える法

人が行うものにあつては、新設または増設に限る。)をいう。以下この項において同じ。)をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1)～(3) 省略

2～5 省略

第4条 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第18項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起

人が行うものにあつては、新設または増設に限る。)をいう。以下この項において同じ。)をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1)～(3) 省略

2～5 省略

第4条 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第18項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起

算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するものに限る。) を課さない。

- 2 地方活力向上地域内において、公示日から令和6年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

- (1) 事業税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備_____

_____を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額のうち当該第3種特別償却設備に_____係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

省略

- (2) 省略

算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するものに限る。) を課さない。

- 2 地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

- (1) 事業税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備(同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。)を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額のうち当該特定第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

省略

- (2) 省略

3 前項第1号の第3種特別償却設備に 係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得または収入金額×（新設し、または増設した第3種特別償却設備に 係る固定資産の価額／第3種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額）

(2) 鉄軌道事業に係る所得

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得×（新設し、または増設した軌道のうち第3種特別償却設備に 係る軌道の延長キロメートル数／軌道を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数）

(3) 前2号に掲げる所得または収入金額以外の所得または収入金額

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得または収入金額×（新設し、または増設した第3種特別償却設備に 係る従業者の数／第3種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

4 省略

第6条以下 省略

3 前項第1号の特定第3種特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得または収入金額×（新設し、または増設した特定第3種特別償却設備に係る固定資産の価額／第3種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額）

(2) 鉄軌道事業に係る所得

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得×（新設し、または増設した軌道のうち特定第3種特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数／軌道を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数）

(3) 前2号に掲げる所得または収入金額以外の所得または収入金額

法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき事業年度または年に係る所得または収入金額×（新設し、または増設した特定第3種特別償却設備に係る従業者の数／第3種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

4 省略

第6条以下 省略